

宜野湾市における特産品等推奨認定要綱

(飲食料品・非食品・サービス・観光サービス)

(目的)

第1条 この要綱は、宜野湾市における特産品、サービス及び観光サービス（以下「特産品等」という。）のうち、優れたものを推奨認定するために必要な事項を定め、その普及、販路及び利用の拡大並びに事業者の技術及び意欲の向上を促進し、もって本市産業及び観光の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、飲食料品又は非食品の製品であって、本市内に所在する事業所で生産若しくは加工されたもの又は本市内に事業所を有する事業者が企画若しくは開発し、その製造若しくは加工を他の事業者へ委託したもの（いわゆる OEM 製品その他の委託製造品を含む。）をいう。ただし、委託した製品については、その主たる製造又は加工が沖縄本島内で行われるものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、特殊な技術又は設備を必要とするなど、沖縄本島内での製造又は加工が困難であると委員会が認める場合は、沖縄本島外で製造又は加工された製品を特産品とすることができる。

3 この要綱において「サービス」とは、本市内に事業所を有する事業者が、利用者に対して提供する技術、知識、体験、支援その他の役務をいう。

4 この要綱において「観光サービス」とは、前項に規定するサービスのうち、本市の自然資源並びに歴史及び風土に培われた文化、伝統その他の生活文化資源を活用したものをいう。

(審査委員会)

第3条 特産品、サービス及び観光サービスの推奨認定に関する審査その他必要な事項は、宜野湾商工会議所委員会規約（以下「委員会規約」という。）第3条第1項第4号に規定する特産品推奨認定審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、委員長1名、副委員長2名及び委員若干名をもって構成する。

3 委員は、委員会規約第4条の範囲内で、次に掲げる者を基本として構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方公共団体の職員
- (3) 宜野湾商工会議所の役職員
- (4) 市産品又は卸売・小売業に係る事業者
- (5) 関係団体の役職員

4 委員長、副委員長及び委員の委嘱、任期、招集、定足数、表決その他の運営に関する事項は、委員会規約の定めるところによる。

5 委員会は、年1回以上開催するものとする。

(推奨認定基準)

第4条 特産品、サービス及び観光サービスの推奨認定基準は、安全性、本市の歴史及び文化の継承並びに技術及び技法の伝承を基本とし、特産品、サービス又は観光サービスに係る法令（食品表示法その他の関係法令を含む。）を遵守した上で、次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号に該当するものとする。ただし、第5号に該当するものについては、この限りではない。

- (1) 第2条第1項に規定する特産品であること。
- (2) 本市内に事業所を有する事業者が自ら企画し、提供するサービスであって、その内容又は提供方法に事業者独自の工夫があること。
- (3) 本市の自然資源並びに歴史及び風土に培われた文化、伝統その他の生活文化資源を活用した観光サービスであること。

- (4) 特産品、サービス又は観光サービスの内容、名称、包装、表示、提供方法等に事業者独自の工夫があり、宜野湾市の魅力発信又は市内産業の振興に寄与するものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に認定と認める特産品、サービス又は観光サービスであること。

(審査基準)

- 第5条** 委員会は、飲食料品については別表第1、非食品、サービス及び観光サービスについては別表第2に定める審査基準により審査するものとする。
- 2 各審査項目は5点満点で採点し、各項目の点数に配点割合を乗じて算出した加重平均点が3.5点以上のものを認定の対象とする。ただし、委員会は、採点結果のほか、法令への適合状況、安全性その他の事情を総合的に審議し、認定の可否を決定するものとする。
 - 3 採点は、5点を「十分に満たしている」、4点を「満たしている」、3点を「おおむね満たしている」、2点を「改善を要する」、1点を「満たしていない」とする。

(申請対象者)

- 第6条** 推奨認定を受けようとする者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。
- (1) 本市内に事業所を有する事業者であること。
 - (2) 法令の定めるところにより許認可を必要とする場合は、当該許認可を受けており、かつ、公序良俗に反しない者であること。
 - (3) 委員会が実施する認定審査に参加することができる者であること。

(申請)

- 第7条** 推奨認定を受けようとする者は、宜野湾市特産品等推奨認定（新規）申請書（様式第1号）及び特産品等の認定要綱の遵守に関する誓約及び個人情報に関する同意書（様式第3号）に、委員会が指定する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(審査及び認定)

- 第8条** 委員会は、前条の規定による申請があったときは、第4条に規定する推奨認定基準及び第5条に規定する審査基準に基づき審査を行い、推奨認定の可否を決定する。
- 2 認定を受けた事業者に対し、宜野湾市長及び宜野湾商工会議所会頭の連名により認定証を交付する。

(認定期間及び更新)

- 第9条** 認定された製品、サービス又は観光サービスは、委員会において登録するものとし、その認定期間は認定の日から5年間とする。
- 2 認定の更新を受けようとする者は、認定期間の満了日の3か月前から満了日までの間に、宜野湾市特産品等推奨認定（更新）申請書（様式第2号）及び様式第3号を委員会に提出しなければならない。
 - 3 前項の期間内に更新の申請があったときは、委員会は、審査の上、認定を更新することができる。この場合において、更新の可否が決定するまでの間は、従前の認定は、なおその効力を有するものとする。
 - 4 認定期間の満了日までに更新の申請がないときは、認定は、当該満了日をもって終了し、委員会は、その登録を抹消するものとする。

(認定内容の変更及び辞退)

- 第10条** 認定を受けた事業者は、申請書に記載した事項その他の認定内容に変更が生じたときは、遅滞なく、認定内容変更届（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の変更が第4条に規定する推奨認定基準又は第5条に規定する審査基準に影響すると認めるときは、必要に応じて再審査を行うことができる。
 - 3 認定を受けた事業者は、認定された特産品の製造若しくは販売又はサービス若しくは観光サービスの提供を終了するとき、又は認定を辞退しようとするときは、認定辞退届（様式第5号）を委員会

に提出しなければならない。この場合において、認定は、委員会が当該届出を受理した日をもって終了する。

(認定の取消し)

第 11 条 委員会は、認定された製品、サービス又は観光サービスについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 前条第 1 項に規定する届出を行わず、又は変更後の内容が推奨認定基準若しくは審査基準に適合しないとき。
- (3) 推奨マークを不正に使用したとき。
- (4) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (5) 製品の製造若しくは販売又はサービス若しくは観光サービスの提供を継続することができないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、認定を継続することが適当でないと委員会が認めたとき。

(認定終了後等の措置)

第 12 条 認定期間の満了により認定が終了したとき、認定を辞退したとき、又は前条の規定により認定を取り消されたときは、認定を受けていた事業者は、その日以後、推奨マークを使用してはならず、認定証を速やかに委員会へ返還しなければならない。

- 2 前項の事業者は、推奨マークを表示した包装資材、印刷物、ホームページその他の媒体について、委員会の指示に従い、その使用の中止、表示の削除その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 委員会は、第 1 項に規定する場合には、認定の登録を抹消し、必要に応じてその旨を公表することができる。

(守秘義務)

第 13 条 委員及び認定審査に係る者は、審査その他の業務を通じて知り得た製造方法その他の事業者の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推奨及び公表)

第 14 条 認定された製品、サービス又は観光サービスは、宜野湾市の特産品、サービス又は観光サービスとして推奨するものとする。

- 2 認定された事業者及び製品、サービス又は観光サービスは、市報、宜野湾商工会議所の機関誌、ホームページその他の広報媒体により公表するものとする。

(推奨マーク)

第 15 条 推奨マークのデザインに係る権利は、宜野湾商工会議所に帰属する。

(推奨マークの使用)

第 16 条 認定された製品、サービス又は観光サービスには、推奨マークを使用することができる。ただし、使用に当たっては、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

- 2 推奨マークの印刷その他の使用に要する経費は、認定を受けた事業者が負担する。

(事務局)

第 17 条 推奨認定に関する事務局は、宜野湾商工会議所に置く。

(免責)

第 18 条 認定された製品、サービス又は観光サービスに関して事故、苦情、損害その他の紛争が生じた場合、宜野湾市、宜野湾商工会議所及び委員会は、その責任を負わない。

(要綱の変更等)

第 19 条 この要綱の変更は、委員会で協議し、常議員会の承認を得るものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、推奨認定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

2 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

4 この要綱は、令和元年 8 月 6 日から施行する。

5 この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

6 この要綱は、令和 8 年 9 月 8 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

飲食料品の審査基準

	審査項目	審査の視点	配点割合
1	素材の活用・工夫	・原材料の特徴や良さを踏まえ、原材料の選定、組合せ、配合又は加工方法に工夫があるか。 ・地域資源、伝統的な技術・技法又は事業者独自の発想が、商品づくりや商品の特徴に生かされているか。	25%
2	品質・味わい	・味、香り、食感及び見た目の調和がとれ、商品としての完成度が高いか。 ・製造のたびに品質が大きく変わらないよう、製造方法や品質管理に工夫があるか。 ・衛生管理や保存方法など、安全面に適切な配慮があるか。	20%
3	購入者のニーズ	・どのような人に、どのような場面で購入してもらう商品かが明確か。 ・内容量、規格及び価格が、想定する購入者に合っているか。 ・想定する購入者が魅力を感じ、購入したいと思える商品となっているか。	25%
4	名称・デザイン	・商品名、包装、色彩及び形状が、商品の内容や特徴を分かりやすく伝えているか。 ・名称やデザインに、この商品らしさや作り手の思いが表れているか。 ・宜野湾市とのつながりや、商品が生まれた背景が伝わるものとなっているか。	20%
5	継続性・発展性	・商品を継続して販売できる店舗、取引先、通信販売等の販売先が確保されているか、又は確保できる見込みがあるか。 ・想定する販売量に応じて、継続して生産・供給できる体制があるか。 ・認定後、販売先や購入者をさらに広げていく具体的な計画があるか。	10%
合計			100%

別表第2（第5条関係）

非食品・サービス・観光サービスの審査基準

	審査項目	審査の視点	配点割合
1	素材・地域資源の活用	・使用する素材や、地域の自然、歴史、文化、人材、知識、技術などの特徴や良さが、製品・サービス等に生かされているか。 ・事業者独自の発想、技術又は提供方法に工夫があるか。	25%
2	宜野湾市の魅力発信	・製品・サービス等を通して、宜野湾市の魅力や地域とのつながりが分かりやすく伝わるか。 ・市内産業への貢献、地域課題の解決、宜野湾市への来訪の促進、情報発信など、地域に良い効果が期待できる内容となっているか。	20%
3	利用者のニーズ	・どのような人に、どのような場面で購入又は利用してもらう製品、サービス又は観光サービスかが明確か。 ・内容、規格、利用方法及び価格が、想定する利用者に合っているか。 ・想定する利用者が魅力を感じ、購入又は利用したいと思える内容となっているか。	25%

	審査項目	審査の視点	配点割合
4	開発の背景・ 提供の工夫	・製品・サービス等が生まれた背景や、作り手・提供者の思いが内容に表れているか。 ・利用者の立場に立ち、品質、安全性、使いやすさ又は提供方法に工夫があるか。	20%
5	継続性・発展性	・製品・サービス等を継続して販売・提供するための販売先や利用者が確保されているか、又は確保できる見込みがあるか。 ・想定する販売量や利用件数に応じて、継続して供給・提供できる体制があるか。 ・認定後、販売先や利用者をさらに広げていく具体的な計画があるか。	10%
合計			100%

※この表において「製品・サービス等」とは、非食品の製品、サービス及び観光サービスをいう。